

—新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者を幅広く支援します—

(令和2年5月26日現在)

対象者の拡大、提出書類を見直しました

令和2年4月1日時点で市内に事業実態のある者で、次の中小法人等及び個人事業主が対象となります。

法人/個人事業主		見直し前	見直し後
中小法人等	中小企業者	対象	対象(変更なし)
	NPO法人、 医療法人、 社会福祉法人、 学校法人 等	対象外	対象
個人事業主	青色申告者	対象	対象(変更なし)
	白色申告者	令和2年4月1日までに開業届を届けていない場合は対象外	令和2年8月31日までに開業届を税務署に届けている場合は対象


※中小企業者以外の法人も、中小企業者と同規模程度の法人である必要があります。

給付の対象

事業者が令和2年4月1日(水)から令和2年8月31日(月)の間で実施、又は実施予定の感染症拡大防止のための取り組み

提出方法及び提出先

申請書等を市公式Webサイトからダウンロードし、郵送又はオンラインで提出してください。

郵送申請	オンライン申請
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2-20-2 市川市仮本庁舎 事業者緊急支援事業臨時給付金担当宛て	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での受付は行っていません。

受付期間

令和2年4月22日(水)から令和2年8月31日(月)まで(当日消印有効)
※ 給付金総額が予算額に達した時点で、一旦受付を終了させていただきます。

問い合わせ

電話番号: 047-370-3604、3605、3606
開設時間: (5月29日まで)午前10時~午後4時
(6月1日から)午前8時45分~午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)

提出書類

	中小法人等	個人事業主	
		青色申告した方	白色申告した方
1	市川市事業者緊急支援事業臨時給付金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)		
2	市川市給付対象事業額必要経費等計算書		
3	振込先口座情報が分かるもの(通帳の写し等)		
4	直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)※1	令和元年分 所得税青色申告決算書(一般用)	令和元年分 収支内訳書(一般用)
5	履歴事項全部証明書	市内で事業を営んでいる事業を営んでいることが分かるもの	
6			開業届(控え)

※1事業内容により、法人市民税確定申告が不要な場合、直近の事業報告書等をご提出ください。

交付条件

- 給付金は、事業者が営む事業において感染症拡大防止の取り組みのために使用すること。
- 給付金の使途等に関する調査に協力すること。
- 給付金の交付要件を満たしていないことが調査等によって判明したときは、給付金の全部又は一部を取り消すことがあること。
- 市川市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例9条第3号に規定する暴力団員等又は同条例9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 個人事業主は、開業届を税務署に届け出ていない場合、令和2年8月31日までに届け出ること。

よくあるお問い合わせ

質問 1 (個人事業主)店舗を持たない場合、市内で事業を営んでいるものがわかるものとは？

回答 1 市内の自宅を拠点として活動していることがわかる、請求書や業務契約書など事業に係る書類等を提出してください。
上記がない場合には、ご自身の氏名と事業の拠点としている住所が記載された運転免許証や保険証等を提出してください。
その際の住所と、確定申告書に記載されている住所及び事業所所在地が市川市内であることが条件です。

質問 2 給付の対象となる取り組みとは何ですか？

回答 2 (1)休業・短縮営業の実施
(2)その他感染症拡大防止に対する取り組み
・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入
・テレワークの実施
・イベントやセミナーの中止など

※上記の給付の対象となる取り組みに要する経費と同額の給付金を、20万円を上限に支給します。